

長野市総合計画審議会

資料集

長野市総合計画審議会条例	1
長野市総合計画審議会名簿	3
長野市部局長名簿	4
企画課事務局体制	5
第四次長野市総合計画の構成と進行管理について	6

別冊資料

- ・長野市総合計画
- ・長野市総合計画後期基本計画
- ・平成 25 年度第四次長野市総合計画後期基本計画進捗状況（報告）
- ・平成 26 年度版第四次長野市総合計画実施計画
- ・人口減少時代に対応したまちづくりに関する提言

平成 26 年 9 月 5 日

長野市

長野市総合計画審議会条例

平成14年3月29日
長野市条例第4号

(設置)

第1条 本市の基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）に関し、必要な事項を調査及び審議するため、長野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第7条 審議会に、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に、座長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の状況及び結果を会長に報告する。
- 5 座長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 7 専門委員は、市長が委嘱する。
- 8 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(書記)

第8条 審議会に、書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 書記は、会長の命を受けて審議会の所掌事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 3 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定の適用については、平成20年7月19日までの間に限り、同条第1項中「20人」とあるのは「22人」と、同条第2項中「委嘱する。」とあるのは「委嘱する。この場合において、委員のうち2人は、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区又は大岡地区の区域に住所を有する者とする。」と読み替えるものとする。

- 5 改正後の長野市総合計画審議会条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成17年7月1日に現に委員である者の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成17年6月30日条例第31号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

長野市総合計画審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

職 名	氏 名
長野市消防団団長	有 澤 二 三 明
信州大学教育学部教授	池 田 京 子
公募委員	上 野 孝
清泉女学院短期大学幼児教育科准教授	碓 井 幸 子
ながの環境パートナーシップ会議代表理事	金 井 三 平
公募委員	川 北 泰 伸
松代地区住民自治協議会副会長	白 石 芳 久
公益社団法人長野県栄養士会会長	園 原 規 子
公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー専務理事	滝 沢 信 一
公募委員	塚 原 弓 子
信州大学工学部准教授	寺 内 美 紀 子
社団法人長野青年会議所広域交流委員会委員長	長 峯 光 子
鬼無里小学校校長	藤 森 淳 子
公益財団法人長野市体育協会監事	堀 江 三 定
公募委員	本 間 秀 樹
社会福祉法人長野市社会福祉協議会会長	増 山 幸 一
信州大学理事・副学長	三 浦 義 正
長野工業高等専門学校環境都市工学科教授	柳 沢 吉 保
長野商工会議所女性会会長	山 浦 悦 子
鬼無里地区住民自治協議会会長	山 口 信 雄

以上20名

長野市部局長名簿

職 名	氏 名
総務部長	寺 田 裕 明
企画政策部長	市 川 専 一 郎
地域振興部長	原 敬 治
財政部長	山 澤 謙 一
生活部長	大 平 靖 長
保健福祉部長	寺 澤 正 人
こども未来部長	松 坂 志 津 子
環境部長	小 林 博
商工観光部長	荒 井 恵 子
農林部長	広 沢 吉 昭
建設部長	藤 田 彰
都市整備部長	根 津 恵 二
教育次長（行政担当）	藤 沢 孝 司
教育次長（教育担当）	田 川 昌 彦
上下水道局長	柳 沢 正 宏
消防局長	島 田 一 敏

（平成26年4月1日現在）

長野市総合計画審議会 企画課事務局体制

職・氏名		総合計画担当分野
課長	増田 武美	
企画政策部主幹 (企画担当)	横山 暁	
係長	小川 淳	総括
係長	佐久間 清也	行政経営
主査	柳澤 真由美	防災・安全、教育・文化
主事	奥田 由香里	保健・福祉、環境
主事	白澤 哲也	産業・経済、都市整備

平成 26 年 4 月 1 日現在

企画政策部 企画課

住所 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話（直通） 224-5010

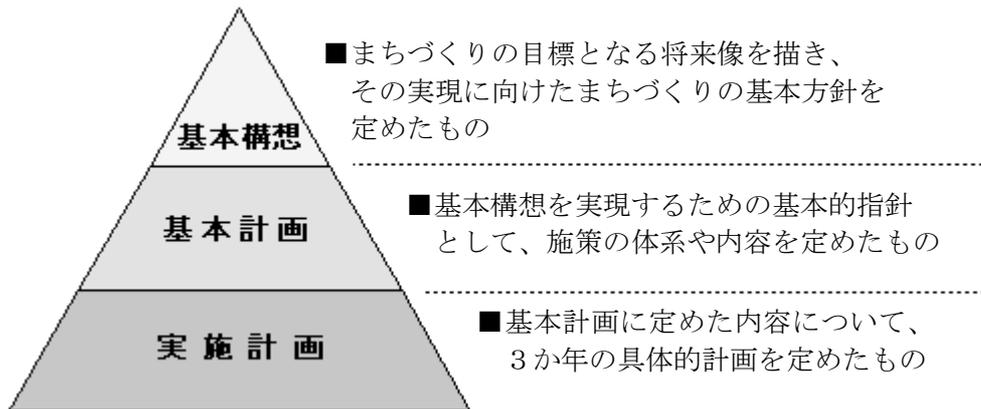
FAX 224-5103

Eメール kikaku@city.nagano.lg.jp

第四次長野市総合計画の構成と進行管理について

1 計画の構成と期間

第四次長野市総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。



	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
基本構想					10か年						
基本計画		前期:5か年					後期:5か年				
実施計画		3か年 ローリングにより毎年更新									

2 計画の進行管理

総合計画の推進に当たっては、基本構想及び基本計画を踏まえ、3か年を単位とする実施計画を毎年度策定し、計画的な事業実施と適切な進行管理に努めています。

また、実施計画は、本市の財政状況や国・県等の動向、また、優先度や緊急度、重要度などを勘案して策定し、主要事業の事業計画のほか、財政計画及び基本計画に掲げた数値目標の達成状況を掲げることとします。